

## ショッピングセンター藤三の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ショッピングセンター藤三

所在地 呉市広本町10269番地外

### 2 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物東側平面駐車場	81台
建物東側立体駐車場	164台
合 計	245台

(変更後)

位 置	収容台数
建物東側平面駐車場	47台
建物東側立体駐車場	164台
合 計	211台 ※

※駐車場整備台数211台の内175台を来客用の届出台数とする。

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出入口区分	備 考
駐車場東南側	入 口	-
駐車場東側	出入口	-

(変更後)

位 置	出入口区分	備 考
駐車場東南側	入 口	※
駐車場東側	出入口	-

※仮設店舗建設に係る工事中は、状況により工事車両専用出入口とする。

### 3 変更の年月日

平成29年11月30日

### 4 説明会掲示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第12条第1項）

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ① 駐車場の位置及び収容台数

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5 変更する理由

既存建物の老朽化による建替工事に先立ち、仮設店舗を平面駐車場へ建設するため。

6 届出年月日

平成29年6月21日

7 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央四丁目1番6号）

呉市広市民センター（呉市広古新開二丁目1番3号）

8 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 本日から平成29年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

9 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成29年10月26日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課